小田原市報
才66号
発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
浦　寅松
印刷所
又進堂印刷所
定価一部三円

市議会九月定例会

追加更正予算など　十二件を審議

市議会九月定例会は、九月十四日午後一時二十三分開会、会期を一日と定め、別掲議案につき逐次審議を進めました。

議案才六十二号「昭和三十年度小田原市歳入歳出追加更正予算」から議案才六十八号「不動産の取得並びに交換について」までを逐次上程し、鈴木市長からそれぞれ提案理由の説明が行われた後、何れも原案の通り可決されました。

諮問才三号「公平委員の選任について」は、原案の通り小川貴祐氏を公平委員に再任することに同意し、諮問才四号「人権擁護委員の推薦について」は、原案の通り佐藤謙吉、新名道及び根本芳太郎の三氏を推薦することに決定いたしました。

選才七号「選挙管理委員並びに同補充員の選挙について」は、指名推選の方法により選挙管理委員に内野寛三（再選）、井上嘉人、長谷川実の三氏が、同補充員に太田丑五郎、剣持鹿蔵、石黒弘の三氏がそれぞれ当選決定しました。

選才八号「神奈川県小田原市外九ヶ町村組合議会議員の選挙について」及び選才九号「小田原市外二ヶ町村組合議会議員の選挙について」は、指名推選の方法により次の諸氏がそれぞれ当選決定し、午後五時三十八分閉会しました。

◇神奈川県小田原市外九ヶ町村組合議会議員
永井福治、飯沼達男、朝倉三郎、石井仲三郎、石井峰雄、堀口三郎、中山福松、林栄太郎、原弁梁

◇小田原市外二ヶ町村組合議会議員
（足柄地区）
石綿源治、田中省治、永井善八、安間弥太郎、岡田勝、内田春吉、木村望
木村六郎、池田六郎、中山光太郎、山口辰治
（大窪地区）
杉崎利良
（桜井地区）
二宮三郎
（下府中地区）
志村平八、飯山勝五郎
（豊川地区）
星野利八、小野田賢司、加藤雄蔵
（上府中地区）
川口朝光、松島緑郎
（酒匂地区）
浜田万四郎

提出案件

議案62　昭和三十年度小田原市歳入歳出追加更正予算
議案63　起債について
議案64　不動産の取得について
議案65　小田原市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例
議案66　納税貯蓄組合補助条例の一部を改正する条例
議案67　小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例
議案68　不動産の取得並びに交換について
諮問3　公平委員の選任について
諮問4　人権擁護委員の推薦について
選7　選挙管理委員並びに同補充員の選挙について
選8　神奈川県小田原市外九ヶ町村組合議会議員の選挙について
選9　小田原市外二ヶ町村組合議会議員の選挙について

国体会場内の食品売店について

国体会場内に食品類の売店を出すことを希望する方は十月三日までに、国体事務局（市役所内）まで申し出て下さい。希望者多数の場合は選考のうえ決定し、出店位置は抽せんにより決定します。申請書用紙は事務局に用意してあります。出店料は一日につき五〇〇円で出店期間は十月三十一日から十一月三日までの四日間です。

三笠宮殿下をお迎えして全日本学生軟式庭球選手権大会行わる

御観戦中の三笠宮殿下、右方は鈴木市長

全日本学生軟式庭球選手権大会は、新装の城山庭球場で、八月二十七日から全国二三五組の学生強豪チームが参加して三笠宮賜杯、同妃賜杯をかけて熱戦が展開されました。当初会期は二日間の予定でしたが断続する雨にたたられ三回戦以後は二十九日に繰り越しとなりましたが、コートの水はけは良く天候不順ながら試合は順調に進みました。

三笠宮殿下には、二十八日午後と二十九日午前の二日間にわたり会場にお見えになり市長の御案内で熱心に試合を御覧になりました。

地元出身の大川加藤組（早大）は五回戦で、また太田大網組（立大）は準々決勝でそれぞれ敗れ去りましたが、結局、女子決勝は暁短大（三重）の山口竹村組が、男子決勝は法大望月加藤組が早大篠田荒瀬組を破つて優勝し、こゝに昭和三十年度学生軟式庭球選手権は決定し、岡本連盟会長から賜杯、賞状、優勝杯が、内山知事（市長代読）から賞状、賞杯、小田原市長から賞状賞品が授与され、三位までの各チームに対し日本軟式庭球連盟から賞状及びカップ、県軟式庭球連盟から敢斗賞とカップがそれぞれ贈られ、午後四時三十分大会の幕を閉じました。

建設だより

◇足柄小学校増築才四期工事進む

足柄小学校増築才四期工事（工事概要既報）は十月末日の完成を期して目下鋭意工事を進めております。この工事の完成により教室三、校長室一、衛生室一、予備室一及び渡り廊下などが増築されることになります。

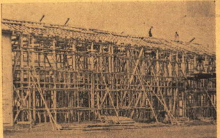
増築工事中の足柄小学校

◇駅前御幸ノ浜線及び幸箱根口線道路舗装補修工事
（工事概要）
アスファルト乳剤舗装、厚さ四、五糎のもの＝面積一、四〇四平方米、厚さ三糎のもの＝面積二、七六〇平方米、幅員六米、延長四六〇米、L型側溝延長四九一米、集水桝十二カ所、工事費一七八万五千円、九月十四日着工十月二十日完工の予定

◇市営城山庭球場道路舗装工事
アスファルト舗装　延長七七三、九米、幅員五米～七、五米、面積四、〇一二平方米、工事費二三〇万円、九月三日着工、九月三十日完工の予定

土地、家屋については三年目ごとに評価

市税賦課徴収条例の一部を改正

さる八月一日「地方税法の一部を改正する法律」が制定施行されましたが、これは①租税負担の均衡化②税務行政の簡素合理化③国税の減税による地方税の減収を避ける措置の三つをその主な内容としております。

右の地方税法の一部改正に伴いまして、本市市税賦課徴収条例の一部について必要な改正を行うため、九月十四日の市議会に改正条例案を提出、その議決を経て九月十七日「小田原市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」を公布施行いたしました。

次にこの条例による改正の主な点を簡単に御説明いたします。

◎各税共通事項について

延滞金、延滞加算金、還付又は充当加算金を計算する場合において、従来の日歩四銭が日歩三銭になり、八月一日から適用されることになりました。

◎市民税について

①所得割、法人税割の引上

所得税又は法人税の減税によつても、なお概ね従前通りの市税額を維持できるよう個人の所得割については百分の十五（従前は百分の十三）法人の法人税割については、百分の八、一（従前百分の七、五）に改められました。

なお、個人の県民税所得割についても同じ趣旨により百分の五、五（従前百分の五）に改められた。

右の所得割の改正は昭和三十一年度分から適用となり法人税割の改正は昭和三十年十月一日以後終了する事業年度から適用されます。

但し、昭和三十年七月一日から同年九月一日までの間に終了する事業年度分及び当該期間内における解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係るものは特に百分の七、九で計算します。

②法人等の均等割の申告納付

法人等の均等割の徴収方法は、従来普通徴収でありましたが、昭和三十一年四月一日以後に終了する事業年度分から法人税割と同様に申告納付に改められました。

③給与所得以外の所得の特別徴収

給与所得者で給与所得以外の所得がある場合には、所得に特別の事情がある場合のほかは、給与所得以外の所得に係る分も特別徴収を行うことができることとし昭和三十一年度分の市民税から通用されます。

◎固定資産税について

①固定資産の評価は毎年評価するという建前がとられていましたが、物価もほぼ安定した現在において土地及び家屋について、毎年繰り返して評価することは納税者に不必要に不安定な感じを与え、徴税上も多大な手数を要しますので、これを避ける趣旨で原則として三年目ごとに評価することとし、その間は評価額を据え置くこととされました。

これについては昭和三十一年度と、昭和三十年度及び昭和三十三年以下三年目ごとを基準年度として、このときにおいて評価換を行い基準年度以外は原則として据え置きということになります。

②次に償却資産に対する免税点については十万円（従前は五万円）となり、昭和三十一年度から適用となります。

◎市煙草消費税

日本専売公社が市内のたばこ売上高に応じて市に納めるもので、昭和三十一年度から税率が百分の九（従前百十五分の十）に改正されました。

国保だより

"十月から国民健康保険料が改正されます"

本市が国保を実施してから四カ年間の運営状況につきましては前号の市報で詳しくお知らせしたところでありますが、本年度は前半期の実績から見まして、被保険者の皆様が医師にかかる割合（受診率）は一カ年を通じて一人が平均二、四回（前年度は二、一八回）或いはそれ以上に上昇する見込みであります。

また一件平均七四二円と見込んでおりました医療費は、最近において七八八円一件につき四六円の増加を見ておりますのでこの受診率と単位医療費の上昇によりまして、市が支払う医療費の増加額は約八六〇万円に及ぶものと考えられます。

しかし幸なことには先般の国会で国民健康保険法の一部改正が行われ、その結果国からの補助金が、約三〇〇万円程度の増額が見込まれますことと（交付総額約二、四〇〇万円）、市といたしましても被保険者の皆様だけにこの負担をかけることは妥当でないとの考え方から一部市繰入金の増額を行うこととし今回四二〇万円だけを保険料で増徴することになりました。

これは一世帯当り月額二五円五〇銭、一人当り六円二五銭の値上げになります。

もとより保険料値上げの好ましくないことは申すまでもありませんが、皆様の健康管理と福祉増進に多大の寄与をしているこの事業の安定の上から止むを得ないものと考え、先般市議会の議決を経たものであります。

何とぞ右の趣旨を御諒承の上、御協力を切に御願い申上げます。

なお昨年合併した地域の保険料は九月分まで旧町村のものをそのまま踏襲しておりましたが、この十月分から全市統一した保険料に改まりますので御納得の上御協力賜りますよう併せて御願い申上げます。

補助対象は組合員二十人以上となる

納税貯蓄組合補助条例の一部を改正

納税貯蓄組合の活動を活発にし、市税納付の円滑を図るため、昭和二十七年四月納税貯蓄組合補助条例を制定し以来全市域に設立の勧奨を行つて参りましたが組合の結成を一層容易ならしめるため、従来の補助対象である組合の人員三十人以上を、二十人以上に引き下げることに、九月十四日の市議会の議決を経て改正されました。

なお、市では奨励の意味で納税貯蓄組合に対し次の基準によつて補助金を交付しておりますので今後とも納税貯蓄組合の結成及び加入について一層の御協力を御願いいたします。

○育成補助金
納税貯蓄組合設立の届出があつたときは組合員一人について、二十円の割で交付

○奨励補助金
組合に対し送付された徴税令書一枚について、二円を交付

○事務費を補うための補助金
市税を各納期内に納付又は納入した市税総額の百分の二に相当する額以内

農事研究団体協議会設立さる

本市には合併前より三十団体に及ぶ農事研究会、4Hクラブ、青年団産業部などがあり、合併後においてはそれぞれ単独に事業を行つておりましたが、研究課題或は資金の面において重複を免れず、なお研究成果の徹底も期し難いので、かねてから団体相互の連絡調整の必要を痛感し、今回これら団体の緊密な連絡をはかり、農業技術の向上と農業改良普及の実をあげるため、小田原市農事研究団体協議会を結成することとなり、その準備が進められておりましたところ去る九月七日市役所において創立総会が開催されました。

なお、総会において左の役員を選出し、又部門別の部長、副部長を決定し今後の協議会の運営を推進することとになりました。

会長　木田新蔵（早川）
副会長　府川義信（井細田）

一、主穀部
部長◎杉山俊春（上府中）
副部長◎志村惣平（下府中）
〃　小沢　豊（桜井）

二、蔬菜部
部長◎山田治平（久野）
副部長◎小沢幸平（富水）
〃　府川義信（足柄）

三、柑橘部
部長◎宮崎平三郎（片浦）
副部長◎下川松平（田島）
〃　丹羽　明（早川）

四、落葉果樹部
部長◎門松　博（豊川）
副部長◎込山大式（富水）

五、4Hクラブ
部長◎大津一太（早川）
副部長◎山口哲夫（桜井）

六、青年団産業部
部長◎国見守一（早川）
副部長◎柳下　久（足柄）

計、◎印は役員

国連ポスター応募作品の支部予選

九月十五日、支部予選審査を行つた結果、次の優秀作品及び佳作を決定し、それぞれ県本部へ送付いたしました。

◎小学生の部
一等秋山浩一、二等新井芳松、三等鳥居佳代
佳作　山戸進、国見佳子、露木照子、山本弘子、戸倉富士子、柏木恵子

◎中学生の部
一等渡辺玲子、二等後藤文男、三等小沢猷一
佳作　後藤文男、山田正治、小島松子、齊藤大江、安西マサ江

◎高校生の部
優秀作品並びに佳作に該当するものなし。

◎一般の部
優秀作品なし
佳作　西久保トシ子、高橋晴彦、中村稔彦

尊徳先生百年祭

十月十九日〜二十一日 奉賛会主催により開く

十月二十日は、郷土が産んだ偉人二宮尊徳先生の歿後百年忌にあたりますので、かねて尊徳記念館建設期成会の手によつて市内栢山の先生誕生地に尊徳記念館建設の工事を進めると共に、先生の偉業と高徳を顕彰する、百年祭の記念事業を盛大に行うこととなりました。このため、県市及び、報徳関係者が一体となつて去る七月、二宮尊徳先生百年祭神奈川県奉賛会が結成され百年祭記念事業を次のように決定いたしました。なお、建設中の尊徳記念館は、工事も進んで十月二十日の百年祭までには立派に完成する運びとなつております。

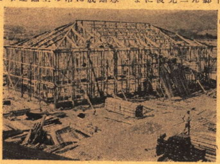

竣工を急ぐ尊徳記念館

十月十九日

①尊徳記念館落成式 栢山の先生誕生地

②記念講演会 尊徳記念館

③学童の記念作品展覧会 会場は本町小学校の予定 全市の小中学校生徒の絵画、書道の作品を集む

十月二十日

①祭典 報徳二宮神社において中央報徳会と合同で行う。

②二宮先生遺品展覧会 郷土文化館

十月二十一日

①尊徳遺跡めぐり

②演劇会「すわらじ」劇団による先生一代記、場所は本町小学校の予定

その他、映画会、記念出版篤農家の表彰なども予定されています。

「としよりの日」を中心に 市内各地で敬老会

九月十五日の「としよりの日」から二十一日までの七日間「としよりの福祉週間」が定められてすでに五年、今年もこの週間を中心として全国的にいろいろな敬老行事が行われました。

本市におきましては、満七十七歳以上の一、〇六六人の方々に市長から「御祝いのことば」、祝品として紅白の「まんじゆう」を贈り、また本年満七十七歳になられた方及び昨年九月十五日以後本市に転入、或は合併により新たに市民となられた七十七歳以上の方々には記念品として九谷焼の「湯呑茶碗」を贈り、長寿をお祝い致しました。なお、今年は昨年の合併により市域も拡大されましたので、中央行事を取り止め地域敬老行事による敬老思想の普及高揚に力を入れることとし各地区民生委員協議会が中心となり婦人会、青年団、子供会及びその他の団体が協力して敬老行事を行うことを勧奨しましたが、さる九月十三日の早川東組、中組を皮切りに十五日には久野、富水、早川木地挽、桜井、豊川、上府中、下曾我、石橋及び根府川の各地区十七日には大窪地区、十八日には山王、網一色、早川西組、下府中及び江之浦の各地区、十九日には米神地区、二十一日には緑、新玉、万年、幸、十字及び足柄地区の合同で敬老会がそれぞれ開催され、鈴木市長も各地区の敬老会に出席してお祝いの言葉を述べました。なお、十月二日には国府津地区、九日には酒匂地区、十五日には芦子地区でそれぞれ敬老会が行われることになつています。

お祝のことばを述べる鈴木市長
中央公民館における合同敬老会

少国民発明工夫展の結果

小田原市発明協会主催、市、市教育委員会及び市教育研究会等の後援による少国民発明工夫展覧会は、さる九月十五日から十七日までの三日間にわたり本町小学校講堂で開催されました。

この展覧会は、少国民の発明意慾を増進するとともに神奈川県少国民発明工夫展覧会に出品する作品の選定を兼ねて毎年開催されていますが、市域の拡大により本年の出品点数は二〇一点（小学生の部一六五点、中学生の部三六点）の多きに上りました。

審査には、特許庁雑貨課の味田審査長はじめ、北島県工業試験所長、宮之原県工芸指導所長、高子県工務課工務係長及び露木県工芸指導所技師等の諸氏が当り、審査の結果次の通り入賞者が決定し、九月二十三日市役所でそれぞれ賞状と賞品が授与されました。

◇小学生の部

優秀賞
扇風機（磯崎雄一郎＝下府中小六年）ふくろの口あけ（野地裕子＝富水小五年）汽車（米山裕＝桜井小一年）

優良賞
玉葱人形（青木泰夫＝片浦小一年）蚊取線香立（遠藤千之＝富水小二年）動くキリン（曾我財子＝城内小二年）混色の研究（岡本迪子＝本町小三年）たべぶたかけ（大澤利雄＝酒匂小四年）洗濯鋏かけ（相沢稔子＝芦子小五年）雨呼鈴（上妻信夫＝下曾我小六年）

努力賞
水まき車（広岡晃一郎＝新玉小六年）改良アイロン台（野口秀敏＝城内小六年）テレビ式幻灯器（田原靖彦＝本町小五年）ハブラシかけ（田代勝孝＝山王小五年）スタンド（湯川栄＝山王小五年）ゴムはかり（和田朋美＝山王小四年）エレベーター（勝俣喜三郎＝山王小四年）昆虫入れ（日比野弘子＝山王小三年）買物手押車（小久保祥子＝久野小二年）水族館（飯島延男＝酒匂小二年）くびかざり（穂坂幸子＝下曾我小二年）

◇中学生の部

優秀賞
風車模型（谷内茂樹＝白山中二年）

優良賞
アルバム（石川文良＝白山中三年）市内電話用砂時計（丹羽康義＝城山中一年）

努力賞
満水ベル（鈴木勉＝片浦中三年）新案豆腐切器（大野英市＝城山中三年）ブックエンド（武田守＝鴨宮中一年）

警察広報板

空気銃をお持ちの皆さんへ

従来、空気銃を買い求めることや、これを持つていることは自由でしたが、最近空気銃による事故が多くなりましたので、今度空気銃を持つことについて制限する法律ができました。この法律は「銃砲刀剣類等所持取締令等の一部を改正する法律」といいますが現在空気銃をお持ちになつている方は、次のことを充分御承知の上法律に違反することのないように注意して下さい。

オ一に 空気銃をお持ちになるのには許可が必要です。

空気銃は、今まで何の手続もしないで自由に持つことができたのですが、この十月一日からは猟銃と同じように都道府県公安委員会の許可を受けなければ持てないことになりました。

ここでいう「空気銃」として許可の手続を要するものには、コルクやゴムだけを発射し、鉛などの金属性の弾丸を発射することのできないおもちやの空気銃は含みません。

なお「持つ」（法律的にいえば「所持」）という意味は広いのでありまして持ち歩くことだけでなく、家の押入や物置などに入れておくことも、友達のものを借りて持つことも含むのであり、これらの場合に許可が必要であるということであります。

オ二に 許可を受ける手続は次の通りでありますから、できるだけ早く手続をして下さい。

法律はこの十月一日から実際に効力を発することとなりますので、十月一日以後は、許可を受けないで空気銃を持つておれば違反になりますが、現在空気銃を持つている方々に対しては、この十月一日からさらに六十日後、即ち、本年十一月二十九日まで許可を受ける手続をするための猶予期間が設けてありまして、十一月三十日以後に許可を受けないで空気銃を持つておれば違反になります。従つてこの間に必要な手続を終るようにして下さい。

許可を願い出る書類の受付は九月十五日から始めておりますから、できるだけ早くこの書類をお出し下さい。受付は小田原警察署営業係で行いますから現に持つておられる空気銃と許可を願い出る書類を持つてお出で下さい。（許可を願い出る書類の用紙は警察署又は空気銃販売店などにあります。）

なお、手続をすみやかにするため必要ですから、願い出る人の印鑑と、本籍、住所、職業、氏名、生年月日等が証明されるもの（例えば、学生証、身分証明書、住民票の抄本など）を持つてきて下さい。

許可になればすぐに通知をしますから、許可証交付手数料（二〇〇円）・印鑑を持つて、許可を願い出た警察署まで許可証を受取りにきて下さい。

なお、十四才未満の者、精神病者、麻薬中毒者などは、空気銃を持つことの許可を受けられませんから、現に空気銃を持つている場合は、なるべく早く空気銃を親類や知りあいの人に譲るなどして、違反にならないようにして下さい。

オ三に このようにして持つことの許可を受けた空気銃を持ち運ぶ場合には、必ず覆いをかぶせるか、容器に入れるなどして、直ちに発射できないようにして持ち運んで下さい。

空気銃を持ち運ぶ場合は銃砲所持許可証と一緒に持ち運ばなければなりません。また次の場合のほかは、空気銃を包むか、袋に入れるなどして直ちに発射することのできないようにして持ち運ぶようにして下さい。

㈠ 狩猟法で定める狩猟登録を受けて、狩猟をすることのできる期間中に狩猟法に定める方法に従つて空気銃を使つて狩猟を行う場合

㈡ 狩猟法に定める有害鳥獣駆除の許可を受けて、許可を受けた期間中に許可を受けた有害鳥獣を空気銃でうつ場合

㈢ 都道府県の公安委員会が指定した射撃場で空気銃による射撃を行う場合

などで、空気銃をむきだしのまま持ち運んだり、樹や電柱などをねらつて射つたりすることは、右の持ち運びの方法の違反になりますから、よく注意して下さい。

第五回子ども緑蔭図書館 大歓迎を受く

子供会連絡協議会、単位子供会、社会福祉協議会、市教育委員会社会教育課、ならびに図書館等子どもの福祉増進を目的とするすべての機関団体が協力して、毎年夏期休暇中に開催する子ども緑蔭図書館は今年で才五回を迎えましたが、どこの地区でも好評で、ことに図書館から遠く離れた農家地域の子ども達には、この催しが夏休中での楽しい行事の一つになつてきております。

今回は市域の拡大から開設場所が二十五カ所に増設され、七月二十七日江之浦大美和神社を皮切りに、毎日一カ所ずつ開設、八月二十七日町田小学校を最後として、無事に巡回日程を終えました。

この間、延七千十六名の子ども達に利用されましたが、利用人員の最も多かつたのは下曾我の五百五十名、足柄の四百八十名で、山王国府津がこれに続いております。

この緑蔭図書館に携行した資料は図書三百四十冊、紙芝居十四点、レコード十二枚、その他機材でしたが、とくに昨年までの図書は少し難しいものが多いという批評を受けましたので、今年は幾分程度を落して、漫画、絵本を多くし、自然科学、社会科学系統のもので視覚化されていて読み易いものを沢山用意しました。

今年の日程は大体午前中を読書、午後を読書と紙芝居というふうにきめましたが、よい子のための紙芝居は非常に喜ばれ熱心に見ていましたので、子ども達が決して冒険探偵ものの粗悪な紙芝居だけを喜んでいるのではないことがよく判りました。また学校の宿題でもしているのか、雑記帳をひろげて何か書いている子どもも見受けられ、さらに子供会や、PTAの母親がともに木蔭で読みふけつているのも、今年はとくに目立つように思われました。

衛生だより

◇秋の大掃除始まる

清掃法に基く秋の大掃除については、すでに市掲示をもつて回覧いたしておきましたが、九月二十一日から十月十三日までの施行日程により大掃除を済ませることになつております。各御家庭におかれましては次の点に注意されもれなく実施して下さい。

一、畳はよく乾し、床下、縁の下、天井うら等をよく掃除する。

二、ねずみの巣を発見除去し、かじり穴等を塞ぐ。

三、便所の汲取口やごみ箱の周囲等を清掃し、はえのさなぎを駆除する。

四、家の周囲のどぶさらいをしその他不潔になり易い場所に薬剤等を散布する。

五、燃えるごみはできるだけ家庭や職場で処理する。

◎赤痢疫痢の予防

せきり、えきりは相変らず発生しております。涼しくなつたからといつて気をゆるめず充分注意しましょう。九月十三日現在、本市の赤痢発生状況は、赤痢九〇名疫痢二一名（内死亡九）保菌者一七三名、計二八四名で、昨年同期の二六三名より二一名増加しております。特に疫痢は半数が死亡しその殆どが手おくれの状態でした。

そろそろ秋の行楽シーズンとなり赤痢や食中毒もこれからが懸念されますので、夏の暑さに弱つた胃腸の回復に留意し、もう一度左記注意事項を反省して下さい。

1 石鹸や、クレゾールでよく手を洗う。

2 調理前、食事前には手を石鹸か消毒液でていねいに洗う。

3 便所や、ごみためを完全にし、はえがわかないようにする。

4 大小便のしみこむおそれのある井戸は、時々サラシ粉を入れ消毒する。できれば改造する。

5 川水で食器やなべかまり野菜を洗つたりしない。

6 子供には十分睡眠をとらせ、夜ふかしをさせない間食、食事等は自分の家で作つたものを与え、外食や買喰いをさける。

7 下痢をしたら一応赤痢の疑もありますので、早く医師にかかると共に大便や汚れたものはクレゾール液でよく消毒する。

新生活運動の研究集会を開催 婦人団体連絡協議会

市婦人団体連絡協議会ではさる八月二十四日午前十時から箱根仙石原において新生活運動の研究集会を開催しました。

この研究集会は、婦人の立場から新生活運動をどのように展開するか、また今までどのように活動してきたかをお互に語り合い研究することによつて、今後の活動方針を見出すために催されたものであります。

当日は、各地区婦人会から参加した八十五名の出席者が六グループに分れ、時間の励行、衣食住の合理化、冠婚葬祭の改善など当面する生活の諸問題について熱心に討議を続け、特に環境衛生の浄化についてハエ、蚊、ノミ等の発生箇所の調査研究と、これらを根本的に撲滅す方法或は厨芥処理の取扱いについての適切な方法などについての熱心な研究討議が行われ午後五時有意義のうちに研究会を終了しました。

なお、当日鈴木市長も出席し、新生活運動について婦人の一層の活動を要望されました。

成人学校終る

さる七月二十五日から開校された才十一回成人学校は一般市民の熱心な受講のうちに、八月三十一日をもつて終了しました。

今回の成人学校では、従来開設されなかつた自動車技術講座を設けたことやペン習字、洋裁、手芸、茶道、写真、謄写技術及び簿記会計等の日常生活に直接役立つ実技講座を主眼としたこと、また市域の拡大により今までの二会場を三会場に増設して受講者の便宜をはかつたことなどにより受講者数は延一、〇九九人の多きに達し、各方面から非常な好評を博しました。

なお受講者の年齢は、最少十六歳から最高七十四歳におよび、前回と同様に女性が非常に多かつたことは女性の教養への自覚は勿論のこと、この成人学校の講座が、家庭や社会生活に強く結びついた実用的なものであつた点が喜ばれたものと考えられます。

陸、海、空自衛官募集

防衛庁においては、陸、海、空自衛隊の部隊勢力を維持するため、増員並びに欠員補充として、次のとおり募集を実施いたします。

一、応募資格 日本国の国籍を有する心身強健な男子で昭和六年一月二日から昭和十三年一月一日（昭和三十一年一月一日現在十八才〜二十五才未満）に生れ、中学校卒業程度の学力を有するもの。

二、募集人員 約一二、五〇〇名
内訳
陸上自衛官 二等陸士 約一一、三〇〇名
海上自衛官 二等海士 約四〇〇名
航空自衛官 二等空士 約八〇〇名

三、受付期間 自九月十二日（日） 至十月十一日（火）

四、受付場所 小田原市役所庶務課（窓口四番）

なお詳細については受付でお尋ね下さい。